

乳幼児のための

ヒブワクチン

ヒブワクチンは、ヒブと呼ばれる「インフルエンザ菌b型」による、乳幼児細菌性髄膜炎の発症を抑える効果があります。この助成は、ヒブワクチンの接種を希望する保護者に対し、経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成するものです。

ヒブワクチンとは

「ヘモフィルス属インフルエンザ菌」のことを略してHib(ヒブ)と呼びます。この菌が、飛沫感染すると、髄膜炎や肺炎、喉頭蓋炎、敗血症などの深刻な病気を引き起こします。

乳幼児に細菌性髄膜炎を起こさせる菌の約50パーセントがヒブと言われています。髄膜炎にかかる、命にかかわる場合や深刻な後遺症を残すことも少なくありません。日本では平成20年12月からこのヒブ感染症を予防するワクチンが接種できるようになりました。

ヒブワクチンは、任意の予防接種(保護者の判断で接種するかどうか決めるもの)です。通常、5歳以上の人はヒブ感染することがほとんどないので接種は不要です。

助成対象

- ① 富士市に住民登録または外国人登録があり、②③の両方に該当する人
- ② 接種日において満2か月以上5歳未満の人
- ③ 保護者が任意の予防接種であることを認識した上で、接種を希望する人

助成金額・回数

1回の接種につき、3000円。
※接種開始月齢や年齢により、助成回数が異なります(左表参照)。

接種開始年齢	助成回数
満2か月以上7か月未満	4回
満7か月以上12か月未満	3回
満1歳以上5歳未満	1回

接種間隔・回数

- 接種開始が生後2か月～7か月未満
通常4～8週間隔で3回接種し、その1年後に追加接種1回
- 接種開始が生後7か月～12か月未満
通常4～8週間隔で2回接種し、その1年後に追加接種1回
- 接種開始が生後1歳以上5歳未満
通常1回のみ接種

助成方法

- ① 富士市医師会に属し、ヒブワクチン接種を実施する医療機関で接種する場合(平成22年6月1日から)

各医療機関の定める予防接種料金から、公費負担額(3000円)を差し引いた金額をお支払いください。接種の際は、事前に医療機関に申し込み、母子健康手帳、印鑑、年齢・住所地を確認できる健康保険証などを持参してください。

- ② 市外の医療機関で接種する場合
各医療機関の定める予防接種料金をお支払いください。接種の際は、母子健康手帳を持参して接種記録を記載してもらい、領収書を保管しておいてください。後日、申請により費用の公費負担額(1回につき3000円)を口座に振り込みます。左記の必要書類を持参して健康対策課へ。申請の期限は接種日から1年以内です。

【必要書類】

- 申請書(健康対策課にあります)
- 接種の際の領収書
- 接種記録のある母子健康手帳
- 振込先の銀行口座のわかるもの
- 印鑑

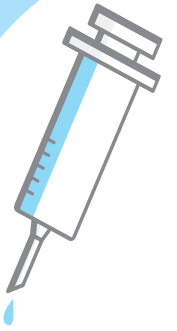
③平成22年4月1日～5月31日に接種した場合

- ②の方法で助成しますので、6月1日以降に健康対策課で申請してください。

※ヒブワクチンの供給量が極めて少ないため、すぐに接種できないことがあります。詳しくは、各医療機関へご相談ください。

★任意予防接種の費用の





一部を助成します★

肺炎球菌ワクチンは、高齢者の呼吸器疾患へのり患を減らし、肺炎の重症化予防を図ります。この助成は、肺炎球菌ワクチン接種を希望する人に対し、経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成するものです。

高齢者のための 肺炎球菌ワクチン

肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌は、免疫力が低下してきた高齢者などに、肺炎、気管支炎などの呼吸器感染症のほか、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などを引き起こします。

肺炎球菌ワクチンは、この感染症を予防するためのワクチンです。1回の接種で5年以上免疫が持続すると言われていたため、5年に1回を目安に接種します。ただし、肺炎球菌以外の病原体による肺炎には効果がないので、すべての肺炎を予防できるわけではありません。

助成対象

- ① 富士市に住民登録または外国人登録があり、②～④のすべてに該当する人
 - ② 接種日において満70歳以上の人
 - ③ 5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種していない人
 - ④ 任意の予防接種であることを認識し、接種を希望する人
- ※脾臓を摘出している人、公書認定患者は保険適用となるため、対象となりません。

助成金額

1回の接種につき、3000円。
※公費負担回数は5年に1回。

助成方法

- ① 富士市医師会に属し、肺炎球菌ワクチン接種を実施する医療機関で接種する場合（平成22年6月1日から）

各医療機関の定める予防接種料金から、公費負担額（3000円）を差し引いた金額をお支払いください。接種の際は、事前に医療機関に申し込み、年齢・住所地を確認できる健康保険証などを持参してください。

- ② 市外の医療機関で接種する場合

各医療機関の定める予防接種料金をお支払いください。接種の際は、肺炎球菌ワクチン接種と記載した領収書を保管しておいてください。後日、申請により費用の公費負担額（1回につき3000円）を口座（原則本人名義）に振り込みます。下記の必要書類を持参して健康対策課へ。申請の期限は接種日から1年以内です。

【必要書類】

- 申請書（健康対策課にあります）
- 接種の際の領収書（肺炎球菌ワクチン接種と記載されているもの）
- 振込先の銀行口座のわかるもの
○ 印鑑

- ③ 平成22年4月1日～5月31日までに接種した場合

②の方法で助成しますので、6月1日以降に健康対策課で申請してください。

日本脳炎予防接種を一部再開します

満3歳児（第1期の標準的な初回接種に該当する人）に対して接種を再開します。
○ 満3歳の誕生月の前月に予診票を郵送します。
○ 7歳6か月未満（第1期対象）の子どもで、旧ワクチンを接種していない場合は、希望があれば接種できます。各医療機関へお問い合わせください。
○ 旧ワクチンを接種している子どもについては健康対策課までお問い合わせください。
厚生労働省HP: 日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A
<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>

問い合わせ

健康対策課（ライオンセ西館1階）

☎(64) 8992 FAX(64) 7172